

高知県立大学動物実験取扱要領

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 この動物実験取扱要領は、高知県立大学における動物実験について、科学的観点、動物福祉の観点並びに実験等を行う教職員及び学生等の安全確保の観点から適正に行うため、必要な事項を定める。

2 動物実験の実施については、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、実験動物の飼養及び保管等に関する基準（昭和55年総理府告示第6号）、動物の処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成17年法律33号）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）その他法令等に基づき、この要領に定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) 動物実験 教育又は研究のために実験動物に実験的処置を加えることをいう。
- (2) 実験動物 実験に供する哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類に属する動物をいう。
- (3) 施設等 実験動物を恒常的に飼育するA棟5階実験動物飼育施設（以下「飼育施設」という。）及び動物実験（48時間以内の一時保管を含む。）を行う実験室（以下「実験室」という。）をいう。
- (4) 施設管理者 実験動物及び飼育施設の管理を統括する者で、施設等を有する教育研究組織の長が指名するものをいう。
- (5) 実験動物管理者 飼育施設において施設管理者を補佐し、実験動物の管理を行う者で、実験動物学の知識及び経験を有するものの中から、施設等を有する教育研究組織の長が指名するものをいう。
- (6) 実験責任者 動物実験に従事する者のうち、個々の実験計画の策定及び実施について責任を負う専任大学教員（助教以上）をいう。
- (7) 実験従事者 教員、職員、学生（大学院生を含む）その他動物実験の実施に携わる者をいう。

(基本原則)

第3条 動物実験の実施に当っては、できる限り動物を使用する方法に代わり得るものを利用すること、できる限り使用する動物の数を少なくすること等により動物を適切に使用することに配慮するとともに、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって実施しなければならない。

第2章 動物実験委員会

(動物実験委員会)

第4条 動物実験に関する次に掲げる事項について、高知県立大学に動物実験委員会（以下

「委員会」という。)を置く。

- (1) この規程の改廃に関する事。
- (2) 実験計画の審査に関する事。
- (3) 教育訓練計画の策定に関する事。
- (4) 実験動物の管理及び動物実験の実施状況に関する事。
- (5) その他動物実験に関し必要な事項

(委員の構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 施設管理責任者 1名
- (2) 実験動物管理者 2名

(委員の任期)

第6条 委員(前条第1号委員を除く)の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第1号から第4号までの委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会には委員長を置き、委員長は学長が任命する。委員長は、委員会を主宰する。

(議事)

第8条 委員会は委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その者から説明または意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、委員会の委員のうち施設管理責任者が行う。

第3章 施設等

(飼育施設・実験室)

第11条 施設管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験の遂行に必要な施設、設備及び実験室の維持に努めなければならない。

第4章 実験計画の承認

(実験計画の提出)

第12条 実験責任者は、動物実験を行う場合は、あらかじめ所定の実験計画書を動物実験委員長に提出しなければならない。

(実験計画の承認の可否)

第13条 動物実験委員長は、委員会の審査結果を学長に報告し、学長はこの報告に基づき実験計画の承認の可否を決定するものとする。

第14条 委員会は、実験計画の妥当性を、動物福祉、安全性、倫理的及び科学的観点から審査する。

(年度を越えて行う動物実験)

第15条 実験責任者は、年度を越えて動物実験を行う場合は、改めて年度当初に実験計画書を提出するものとする。

2 第16条及び前条の内容は、前項の実験計画書の取扱いについて準用する。

第5章 動物実験の実施

(実験動物の選択)

第16条 実験責任者は、実験動物の選択に当たっては、実験目的に適した動物種の選定、実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼育条件に配慮するものとする。

(実験動物の導入)

第17条 施設管理者は、飼育設備の立地、整備状況、収容能力、実験動物の種類、実験計画等を勘案し、計画的な実験動物の導入に努めるものとする。

第18条 実験動物管理者は、実験動物の規格、品質及び異常の有無を確認し、必要に応じて、適切な検疫を行うものとする。

第19条 実験責任者は、導入された実験動物を動物実験に供する前に、必要に応じて適切馴化期間を設定し、実験動物が新たな環境や実験方法に適応するよう配慮するものとする。

(実験動物の健康管理)

第20条 実験責任者は、施設等への導入から動物実験の終了までの期間にわたって、実験動物の状態を観察し、適切な給餌、給水等の飼育管理を行うものとする。

第21条 実験責任者は、実験動物が動物実験の目的以外の疾病を起したり、障害をうけたりすることのないよう予防的な健康管理に努めるとともに、これらの疾病や障害が見られた場合には、実験動物管理者と協議の上、他の動物やヒトへの感染等の防止、当該実験動物の苦痛の軽減等のために必要な措置をとるものとする。

(動物実験の実施上の配慮)

第22条 実験責任者は、動物実験の実施に関して必要な情報を実験従事者及び飼育技術者に提供するように努めなければならない。

第23条 実験従事者は、動物実験の目的を達成するために、経験を有する指導の下で実験手技の習熟に努めなければならない。

第24条 実験従事者は、動物実験の目的に応じて麻酔薬、鎮痛薬又は鎮静薬を適切に使用することにより、できる限り実験動物に苦痛を与えないよう努めなければならない。

第25条 実験従事者は、特に侵襲の激しい動物実験の実施においては適切な術後管理を行わなければならない。

(終了後の処置)

第26条 実験従事者は、動物実験を終了し、又は中断した実験動物を処分するときは、速

やかな致死量の麻酔薬の投与等により、できる限り苦痛を与えないように配慮するものとする。

第27条 実験動物の死体及び排泄物等は、実験責任者又は施設管理者が、所定の場所に保管し、委員会に報告した後に処理を行うものとする。

第6章 教育訓練

(教育訓練)

第28条 委員会は、この規程、関連する法令等を実験責任者、及び飼育技術者に熟知させるとともに、次に掲げる事項について教育訓練を企画する。

- (1) 実験動物の福祉に関する事項
- (2) 動物実験の安全管理に関する事項
- (3) その他動物実験の実施及び実験動物の取扱いに関する基本的事項

第29条 教育訓練は、委員会が実施する。

第30条 実験責任者、実験従事者及び飼育技術員は、前条に定める教育訓練を受けなければならない。

第7章 安全管理と環境への配慮

第31条 施設管理者及び実験動物管理者は、実験動物の飼育や動物実験の実施に関係のない者が実験動物に接触することがないように、必要な処置を講じなければならない。

第32条 物理的若しくは化学的に危険な物質又は病原体等を扱う動物実験の実施に当たっては、ヒトの安全を確保するとともに、環境の汚染防止のために必要な設備を有する施設等でしなければならない。

第33条 実験動物管理者及び実験責任者は、実験動物が施設等から脱出しないよう動物種や実験目的に応じて必要な措置を講じるとともに、脱出した場合は、捕獲に努めなければならない。

第34条 施設管理者及び実験動物管理者は、地震又は火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定め、実験動物による危害防止及び実験動物の保護に努めなければならない。

第8章 雑則

(調査・報告等)

第35条 施設管理者は、飼育施設における実験動物の種類、飼育頭数、届出事項等の変更等について、毎年度、委員会に報告しなければならない。また、報告を受けた委員会は報告内容を学長に報告しなければならない。

第36条 施設管理者は、委員会の求めに応じて、実験動物の適正な飼育及び管理のために必要な調査に協力しなければならない。

(点検・評価及び検証)

第37条 学長は、学内の動物実験が、高知県立大学動物実験取扱要領に基づき、適正に実施されているか、定期的に点検及び評価を実施するものとし、必要に応じて学外の者に

対して検証を依頼するものとする。

(準用)

第38条 哺乳類、鳥類、爬虫類又は両生類以外の脊椎動物を使用する実験において物理的又は化学的に危険な物質を扱う場合は、15条及び30条の事項内容を準用する。

(情報公開)

第39条 高知県立大学における動物実験の内容、結果等については、随時、高知県立大学のHPにおいて公表するものとする。

(雑則)

第40条 この動物実験取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この動物実験取扱要領は、平成23年4月1日から施行する。